

### 1 重度身体障害者及び重度知的障害者グループホーム事業への要望

身体障害者グループホーム事業については、国施策として存在せず、東京都単独の重度身体障害者グループホーム事業の中で区市町村が東京都と共に必要経費について補助する仕組みとなっています。国施策として、知的障害者グループホーム事業同様、身体障害者もグループホーム事業の制度としての位置づけを東京都より国に対して働きかけをしてください。また、国、都として、身体障害者のグループホーム事業の運営に必要なホームヘルプサービスの支援について必要な人員確保が可能となるよう、重層的な居宅支援策の制度、施策の位置づけを明確にして下さい。

(理由)

現在のグループホームへの支援費では、重度者等への支援で他の入居者への(特に食事介助、入浴介助)支援が困難であり、その常態が恒常的な状況となっています。

### 2 障害者自立支援法への要望

身体障害者授産施設には職業指導員の設置が義務づけられていますが、人件費補助は国基準及び東京都ともありません。

一方、知的障害者授産施設には作業指導員が1名別途人件費補助としてついていません。

(理由)

今回の自立支援法では訓練等給付の項目が多くなっており、その中でも自立訓練(有期限)、就労移行支援(有期限)、就労継続支援を見ただけでも職業指導や作業指導の役割が強くなっています。知的障害が認められ、身体障害が認められないのは不均衡であります。身障の職業指導員は一体何なののでしょうか？

### 3 施設で暮らす障害者の自立を結果的に阻害する自立支援法「応益」負担方式の是正について

(現状と課題)

施設障害者が自立生活を意識する度合いは、地域社会と触れる機会の量に正比例することは言うまでもない。消費に始まり、交流・就労・就学・各種文化活動・情報取得・移動・交通等、ありとあらゆる日常生活行為がその機会に含まれる。しかし、厚生労働省が言う応益負担後の利用者月間所得残高25,000円(そこから、施設内自己負担費用も引かれる)では、人間らしい生活ができないばかりか、自立生活への展望も消えてしまう。重度身体障害者が自立生活センターに通い、自立生活プログラムを受講するのに移送と有料介助料で1回1万円程度の費用がかかる。より重度の障

害がある人では、自分に合ったオムツ等衛生用品の購入で1か月2万円もかかってしまう。障害者にとって、トイレ介助等最低限の日常生活動作支援を受けることが「益」に当たるととらえることは、ノーマライゼーション社会を目指す立場で見れば、重度障害者への差別にもつながりかねないとの疑問を感じざるを得ない。

(東京都の取り組み)

取り組み内容

都内施設利用者の日常生活の実態、地域自立生活チャレンジに伴う本人負担状況等を把握し、施設利用者及び施設現場関係者と共通の目線で応益負担問題是正を国に働きかけていただきたい。

必要性・背景

都市部と地方の施設障害者の生活実態、周辺環境の違いに対する評価が重要であり、また、これまで取り組まれてきた先駆的福祉施策の基盤の上に立った東京都としての独自な見解の表明と対応策が問われている。